

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

伐採の始期の30～90日前で届出書
が提出されているか？

伐採及び伐採後の造林の届出書

大津町長あてとなっているか？

令和 年 月 日

大津町長 金田 英樹 様

【森林所有者】

〒
住 所
氏 名
電 話

【届 出 者】

〒
住 所
氏 名
電 話

印

印

森林所有者・届出者・伐採事業者の
郵便番号・住所・氏名・電話番号が
記載されているか？

【伐採事業者】

〒
住 所
氏 名
電 話

印

記載の内容と森林簿情
報に間違いはないか？

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

大津町 大字 字 番地

①伐採箇所ごとに届出書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての
地番を記載する。
③必要に応じて届出に係る区域を示す
図面を添付する。

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別等を記載する。

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

小数第2位まで記載されているか
(第3位で四捨五入されているか) ?

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

①始期は届出年月日以降30~90日となっているか?
②伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか?

2 備考

--

幅員3m超で、その面積が1ha超となっていないか?

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

遵守事項

- ① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認し伐採を行うこと。
- ② 伐採を行う際は、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発することが無いよう十分に配慮すること。
- ③ 伐採及び搬出を実施する際に、公道(町道、林道、里道等)、作業道、用排水路などの附帯施設を反復して利用する場合は、申請書または届出書を提出し、万が一、破損した場合は原形復旧を行うこと。
- ④ 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行うこと。
- ⑤ 伐採に係る森林の状況報告書については伐採後30日以内に提出すること。

遵守事項を確認しました。 森林所有者 届出者 伐採事業者 (確認後にチェックしてください)

(別添)

造林計画書

I 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

①伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しているか？（伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。）
 ②市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」又は「木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林」のうち人工林の場合、人工造林が計画されているか？
 ③伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？

複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載されているか？

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合しているか。
 皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
 択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合しているか？

造林の種類	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合しているか。
 伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内

①天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合に本欄が全て記載されているか？
 ②5年度に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から2年以内に造林する計画となっているか？

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

①伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途が記載されているか？
 ②転用面積は1ha（太陽光発電設備を目的とする場合は0.5ha）以下か？

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

①伐採の方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工造林の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年10月1日

大津町長 金田 英樹 様

伐採の始期の30~90日前
であり、適正

【森林所有者】

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-0000-0000

【届出者】

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-000-0000

【伐採事業者】

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-0000-0000

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

大津町 大字 〇〇 字 〇〇 1234-1番地、1234-2番地

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合には、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

1 伐採の計画

伐採面積	2.00 ha(うち人工林2.00ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐)・択伐	伐採率	100%
作業委託先	(有)〇〇林業		
伐採樹種	スギ		
伐採年齢	50		
伐採の期間	令和4年11月15日～令和5年3月15日		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 500m		

伐採の始期が届出日以降30～90日であり、適正。

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異年齢の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

遵守事項

- 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認し伐採を行うこと。
- 伐採を行う際は、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発することが無いよう十分に配慮すること。
- 伐採及び搬出を実施する際に、公道(町道、林道、里道等)、作業道、用排水路などの附帯施設を反復して利用する場合は、申請書または届出書を提出し、万が一、破損した場合は原形復旧を行うこと。
- 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行うこと。
- 伐採に係る森林の状況報告書については伐採後30日以内に提出すること。

遵守事項を確認しました。 森林所有者 届出者 伐採事業者 (確認後にチェックしてください)

(別添)

造林計画書

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

I 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	2.00ha
人工造林による面積 (A + B)	2.00ha
植栽による面積 (A)	2.00ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作業 委託先	鳥獣害 対策
人工造林 (植栽・人工播種)	令和5年4月1日 ~ 令和5年5月31日	ヒノキ スギ	1.00ha 1.00ha	2,500本 2,500本	△△森林 組合	
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内となっているため、適正。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

②伐採の方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年9月15日

大津町長 金田 英樹 様

伐採の始期の30~90日前
であり、適正。

【森林所有者】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-0000-0000

【届出者】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-000-0000

【伐採事業者】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-0000-0000

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

大津町 大字 〇〇 字 〇〇 1234-1番地、1234-2番地

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合には、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に記載する。

1 伐採の計画

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

伐採面積	3.30 ha(うち令和4年度天然林2.20ha、令和5年度天然林1.10ha)		
伐採方法	主伐(皆伐)・択伐	伐採率	100%
作業委託先	—		
伐採樹種	クヌギ、その他広葉樹		
伐採年齢	45 (35~50)		
伐採の期間	令和4年11月1日~令和5年12月31日		
集材方法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 750m		

伐採の始期が届出日以降30~90日であり、適正。

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

遵守事項

- 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認し伐採を行うこと。
- 伐採を行う際は、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発することが無いよう十分に配慮すること。
- 伐採及び搬出を実施する際に、公道(町道、林道、里道等)、作業道、用排水路などの附帯施設を反復して利用する場合は、申請書または届出書を提出し、万が一、破損した場合は原形復旧を行うこと。
- 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行うこと。
- 伐採に係る森林の状況報告書については伐採後30日以内に提出すること。

遵守事項を確認しました。 森林所有者 届出者 伐採事業者 (確認後にチェックしてください)

(別添)

造林計画書

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	3.30ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	3.30ha
ぼう芽更新による面積 (C)	2.20ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ <u>その他</u> ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	1.10ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・ <u>刈出し</u> ・ <u>植込み</u> ・ <u>その他</u> ()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽木数	作業 委託先	鳥獣害 対策
伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。						
ハニシバ (植栽・人工播種)						
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日	クヌギ その他広葉樹	2.20ha 1.10ha			
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日	その他広葉樹	3.30ha	9,900本		
伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。						

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) 3,000本/ha × 3.30ha = 9,900本
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

③伐採の方法が択伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年10月1日

大津町長 金田 英樹 様

伐採の始期の30~90日前
であり、適正。

【森林所有者】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-0000-0000

【届出者】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-000-0000

【伐採事業者】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-0000-0000

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

大津町 大字 〇〇 字 〇〇 1234-1番地、1234-2番地

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

市町村森林整備計画に定める立木の伐採（主伐（択伐））の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか？

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

1 伐採の計画

伐採面積	→ 2.00 ha（うち人工林2.00ha、天然林 ha）		
伐採方法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率	40 %
作業委託先	〇〇森林組合		
伐採樹種	ヒノキ		
伐採年齢	60		
伐採の期間	令和4年11月1日～令和5年3月15日		
集材方法	集材路（架線）その他（ ）		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m		

伐採の始期が届出日以降30～90日であり、適正。

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

遵守事項

- 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認し伐採を行うこと。
- 伐採を行う際は、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発することが無いよう十分に配慮すること。
- 伐採及び搬出を実施する際に、公道（町道、林道、里道等）、作業道、用排水路などの附帯施設を反復して利用する場合は、申請書または届出書を提出し、万が一、破損した場合は原形復旧を行うこと。
- 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行うこと。
- 伐採に係る森林の状況報告書については伐採後30日以内に提出すること。

遵守事項を確認しました。 森林所有者 届出者 伐採事業者 （確認後にチェックしてください）

(別添)

造林計画書

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

I 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	2.00ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	2.00ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	2.00ha
天然更新補助作業の有無	<u>地表処理</u> ・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作業 委託先	鳥獣害 対策
伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。	人工造林 (植栽・人工播種)				
	天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	2.00ha			
	5年後において 適確な更新が なされない場合	2.00ha	2,400本		

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) 3,000本/ha × 2.00ha × 0.4 = 2,400本
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

木以外の用途に供されることとなる場合のその用途

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

④伐採方法が間伐の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年10月1日

大津町長 金田 英樹 様

伐採の始期の30~90日前
であり、適正。

【森林所有者】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-0000-0000

【届出者】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-000-0000

【伐採事業者】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-0000-0000

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

大津町 大字 〇〇 字 〇〇 1234-1番地、1234-2番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合には、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

伐採齢及び市町村森林整備計画に定める間伐の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか？
(伐採後の造林が必要となるような、過大な伐採率となっていないことを確認)

1 伐採の計画

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

伐採面積	2.00 ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐) 間伐	伐採率	30%
作業委託先	—		
伐採樹種	ヒノキ		
伐採齢	35		
伐採の期間	令和4年11月15日～令和5年3月15日		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m		

伐採の始期が届出日以降30～90日であり、適正。

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

遵守事項

- 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認し伐採を行うこと。
- 伐採を行う際は、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発することが無いよう十分に配慮すること。
- 伐採及び搬出を実施する際に、公道(町道、林道、里道等)、作業道、用排水路などの附帯施設を反復して利用する場合は、申請書または届出書を提出し、万が一、破損した場合は原形復旧を行うこと。
- 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行うこと。
- 伐採に係る森林の状況報告書については伐採後30日以内に提出すること。

遵守事項を確認しました。 森林所有者 届出者 伐採事業者 (確認後にチェックしてください)

(別添)

造林計画書

I 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)		ha
人工造林による面積 (A + B)		ha
植栽による面積 (A)	間伐は更新を伴わない 伐採であるため、伐採後 の造林の計画は不要	ha
人工播種による面積 (B)		ha
天然更新による面積 (C + D)		ha
ぼう芽更新による面積 (C)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし	
天然下種更新による面積 (D)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作業 委託先	鳥獣害 対策
人工造林 (植栽・人工播種)						
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

⑤伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年10月1日

大津町長 金田 英樹 様

伐採の始期の30~90日前
であり、適正。

【森林所有者】

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-0000-0000

【届出者】

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-000-0000

【伐採事業者】

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇郡〇〇町1-2
氏 名 大津 太郎 印
電 話 000-0000-0000

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

大津町 大字 〇〇 字 〇〇 1234-1番地、1234-2番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合には、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

伐採面積が1ha以下であり、適正。
なお、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha以下であることを確認。

1 伐採の計画

伐採面積	0.50 ha (うち人工林0.50ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
作業委託先	(有) □□林業		
伐採樹種	スギ		
伐採年齢	60		
伐採の期間	令和4年11月15日～令和5年3月15日		
集材方法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 100m		

伐採の始期が届出日以降30
～90日であり、適正。

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

遵守事項

- 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認し伐採を行うこと。
- 伐採を行う際は、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発することが無いよう十分に配慮すること。
- 伐採及び搬出を実施する際に、公道（町道、林道、里道等）、作業道、用排水路などの附帯施設を反復して利用する場合は、申請書または届出書を提出し、万が一、破損した場合は原形復旧を行うこと。
- 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行うこと。
- 伐採に係る森林の状況報告書については伐採後30日以内に提出すること。

遵守事項を確認しました。 森林所有者 届出者 伐採事業者 (確認後にチェックしてください)

(別添)

造林計画書

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、伐採後の造林の計画は不要。

I 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、「5年後において適確な更新がなされない場合」欄以外は記載不要。

	造林の期間	造林樹種	造林面積	植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)						
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和10年4月1日 ~ 令和11年3月31日	スギ	0.50ha	1,500本		

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

伐採後に宅地造成を予定 (転用予定時期: 令和5年8月)

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日において (3) の用途に供されていない場合には、その時点から2年以内に森林に復旧する旨の造林の計画を記載する。
(ただし、5年以内に転用した場合は、造林の計画の履行は要しない。)

2 備考

伐採後の用途が森林以外 (転用) である場合、その用途及び時期を記載する。

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。